

事 務 連 絡
令和4年6月17日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナ予防接種の間違いの防止について（その4）

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナ予防接種」という。）の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添）。以下「手引き」という。）において、予防接種に係る間違いの発生防止に努めるとともに、間違いの発生を迅速に把握できる体制をとり、発生した際には、厚生労働省に速やかに報告することとしています。

これまで、「新型コロナ予防接種の間違いの防止について（その3）」（令和3年10月29日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）、「新型コロナワクチンの間違い接種情報No.3について」（令和3年11月10日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）等において、予防接種の間違いを防止するための具体的な留意点を周知してきたところです。

今般、一部の自治体において、解凍後に再び冷凍したファイザー社のワクチンを使用した事案がありました。ファイザー社及びモデルナ社のワクチンについては、解凍後再び冷凍してはならない旨、手引き等においてお示ししているところですが、新型コロナ予防接種の実施に当たっては、ワクチンの種類毎に保管温度等について留意すべき事項が異なることから、手引きや添付文書等を確認の上、適切に使用いただくよう、改めて注意喚起いたします。

各都道府県、市町村及び特別区におかれましては、あらためて予防接種の手順を再確認することにより、予防接種に係る間違いの発生防止に努めていただくとともに、間違いの発生を迅速に把握できる体制をとり、間違いが発生した際には厚生労働省に速やかに報告をお願いします。引き続き、新型コロナ予防接種の適切な実施に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

以上